

清水聖母保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 聖母福祉会
代表者氏名	理事長 和野 信彦
所 在 地	静岡市駿河区八幡4丁目6番9号
電 話 番 号	054-282-1919
法人設立年月日	昭和41年 5月17日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	児童福祉法及び法人の理念に基づき、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	<p>①本園は、乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。</p> <p>②本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。</p> <p>③本園は、家庭や地域との連携を図りながら、乳児及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>④本園は、「静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年7月3日静岡市条例第109号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

3 施設の概要

施設の種類	保育所		
施設の名 称	清水聖母保育園		
開設年月日	昭和24年 9月 1日		
施設の所在地	静岡市清水区岡町1番34号		
連絡先	電話番号	054-352-8558	
	F A X	054-352-8565	
事業所番号	23201		
管理者	園長 松永 麻樹		
利用定員	満3歳以上の児童【2号】	71人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	62人	
	満1歳未満の児童【3号】	17人	
職員数	38人		
嘱託医	諏訪医院	諏訪一郎	TEL 054-366-1869
	平岡歯科医院	平岡 卓	TEL 054-352-1158

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日・国民の休日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	2034.2 m ²	借地面積	975.56 m ²
建物	構造	鉄筋造3階建		
	延床面積	1321.32 m ²		
施設の内容	設備	部屋数	面積	
	保育室	7室	399.03 m ²	
	乳児室	3室	128.07 m ²	
	ほふく室	1室	72.51 m ²	
	調乳室	1室	5.10 m ²	
	遊戯室	1室	118.41 m ²	
	事務室	1室	22.88 m ²	
	職員室	1室	40.75 m ²	
	図書室	1室	10.43 m ²	
	医務コーナー	1室	3.35 m ²	
	休憩室	2室	18.72 m ²	
	調理室	1室	54.07 m ²	
	トイレ	9室	79.12 m ²	
	その他		368.88 m ²	

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士、他	0人	
主任保育士	1人	保育士	0人	
副主任保育士	1人	保育士	0人	
保育士	13人	保育士	16人	保育士
栄養士	1人	管理栄養士免許	1人	栄養士免許
調理員	1人	調理師免許	1人	調理師免許
事務員	1人	社会福祉主事	0人	
用務員	0人		1人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成しています。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは下記のとおりです。

	7:00	8:00	9:45	10:00	11:00	11:30	12:15	12:30	13:00	14:30	14:45	15:30	16:00	16:30	18:00	19:00
乳児	登園・視診 時間外保育(短時間認定)	早番受入の部屋からクラスへ 登園	自分で選んだ遊び お支度	お祈り おやつ	戸外遊びや散歩	手洗い・食事	午睡				おやつ 自由遊び	お祈り 順次降園	時間外保育(短時間認定)	時間外保育 (標準時間認定)		時間外保育終了
幼児	登園・視診 時間外保育(短時間認定)	早番受入の部屋からクラスへ 登園	自分で選んだ「お仕事」 お支度	お祈り	戸外遊び お部屋と園庭と自由	お当番活動 部屋で食事準備・食事		3歳…遊戯室で午睡 4歳…遊戯室で午睡 5歳★…室内自由遊び …室内自由遊び	4歳…起床 5歳★…起床	3歳…起床 おやつ	お集まり	順次降園	時間外保育(短時間認定)	時間外保育 (標準時間認定)		時間外保育終了

★5歳児について
午睡期間は運動会まで
その後は室内遊びとなります

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら事前にご相談下さい。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。 ※除去開始に当たっては医師の診断が必要になります。

(4) 健康診断

①健康診断（内科・歯科）

年2回ずつ、嘱託医が健診します。

結果については連絡ノートまたはシール帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。

結果については連絡ノートまたはシール帳に記載します。

(5) その他

・子育て支援事業の実施

毎週火曜日午前中に園庭開放事業を行っております。

毎月第一火曜日には子育てふれあいサロンを行っております。

(感染症等の流行状況によってはお休みさせていただく場合もあります)

・一時預かり保育の実施 保育時間：9:00～16:00

未就園児のお子さんをお預かりしています。利用料：1日1,800円 給食費込

※令和4年4月より、職員数の都合で休止しております。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額		
給食費	幼児(3・4・5歳児)	月額	主食費	1,000円
			副食費	4,500円
※ 年収360万円未満総続世帯とすべての世帯の第3子以降の子どもの副食費は免除されます 土曜保育を利用される方につきましては1回につき200円(上記世帯は150円)と致します				
道具代	0・1・2歳児	年額	2,500～4,500円程度	
	3・4・5歳児	年額	8,000円程度	
※ 制服代は別途かかります(園服:5,100円 園ズボン:2,100円 体操着:2,550円)				
※ 上記の他、園外保育(遠足)の交通費等、必要な実費は随時お知らせします				
保護者会費	全園児	年額	4,200円	

※ 保護者会費は保護者会で独立して徴収しています。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分まで	それぞれ 最初の30分200円 その後30分毎100円
	午後4時30分から午後7時まで	
保育標準時間認定	午後6時から午後6時30分まで	1回200円
	午後6時30分から午後7時まで	1回100円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了致します。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	株式会社損害保険ジャパン	
保険の種類	賠償責任保険・損害保険	
保険の内容	1事故につき	1,000,000,000円
	1名につき	100,000,000円

12 非常災害時等の対策

消防計画の作成	提出先：日本平消防署 届出日：令和 6年 3月 防火管理者：松永 麻樹
防災設備	自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯、消火器
避難訓練	火災、地震及び不審者侵入を想定し、月 1 回実施

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 松永 麻樹
-------------	----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	主任保育士 池田 真理子	
苦情解決責任者	園 長 松永 麻樹	
第三者委員	高山 由美	連絡先 TEL 080-9298-0673 (受付時間 9:00~19:00)
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	